

(6) 農業生産活動等の体制整備

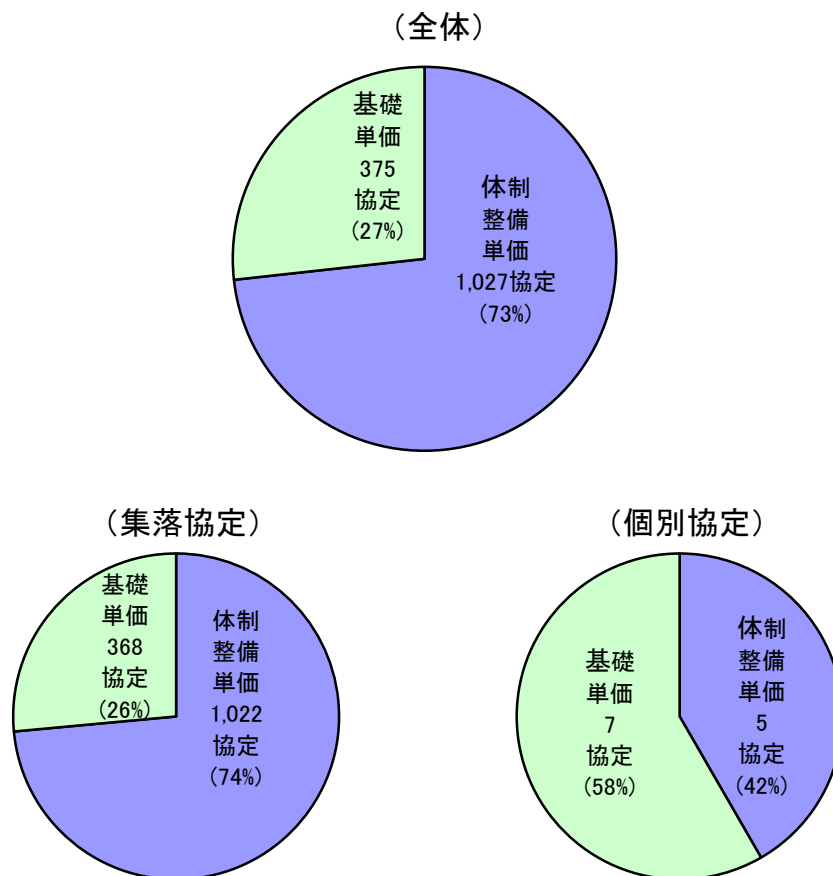
平成17年度から始まった第2期対策から、取組内容によって交付単価に差が設けられている。

集落協定においては、「農業生産活動等の体制整備のために取り組むべき事項」を定め、第3期最終年度（平成26年度）に要件とされる水準に達することを前提として活動する場合に体制整備単価（10割単価）となり、そうでない場合は基礎単価（＝体制整備単価の8割の単価）となる。

個別協定においては、自作地を含まない場合、及び「農用地の利用権の設定等」として取り組むべき事項」を規定し、第3期最終年度（平成26年度）に要件とされる水準に達した場合は、体制整備単価となる。

単価別を取組割合を見ると、今期対策から取り組むべき事項の選択肢が増え、より取り組みやすくなったことから、約7割に当たる1,027協定（前年度比15協定の増）が体制整備単価で、約3割の375協定（同9協定の増）が基礎単価となっている。（図19）

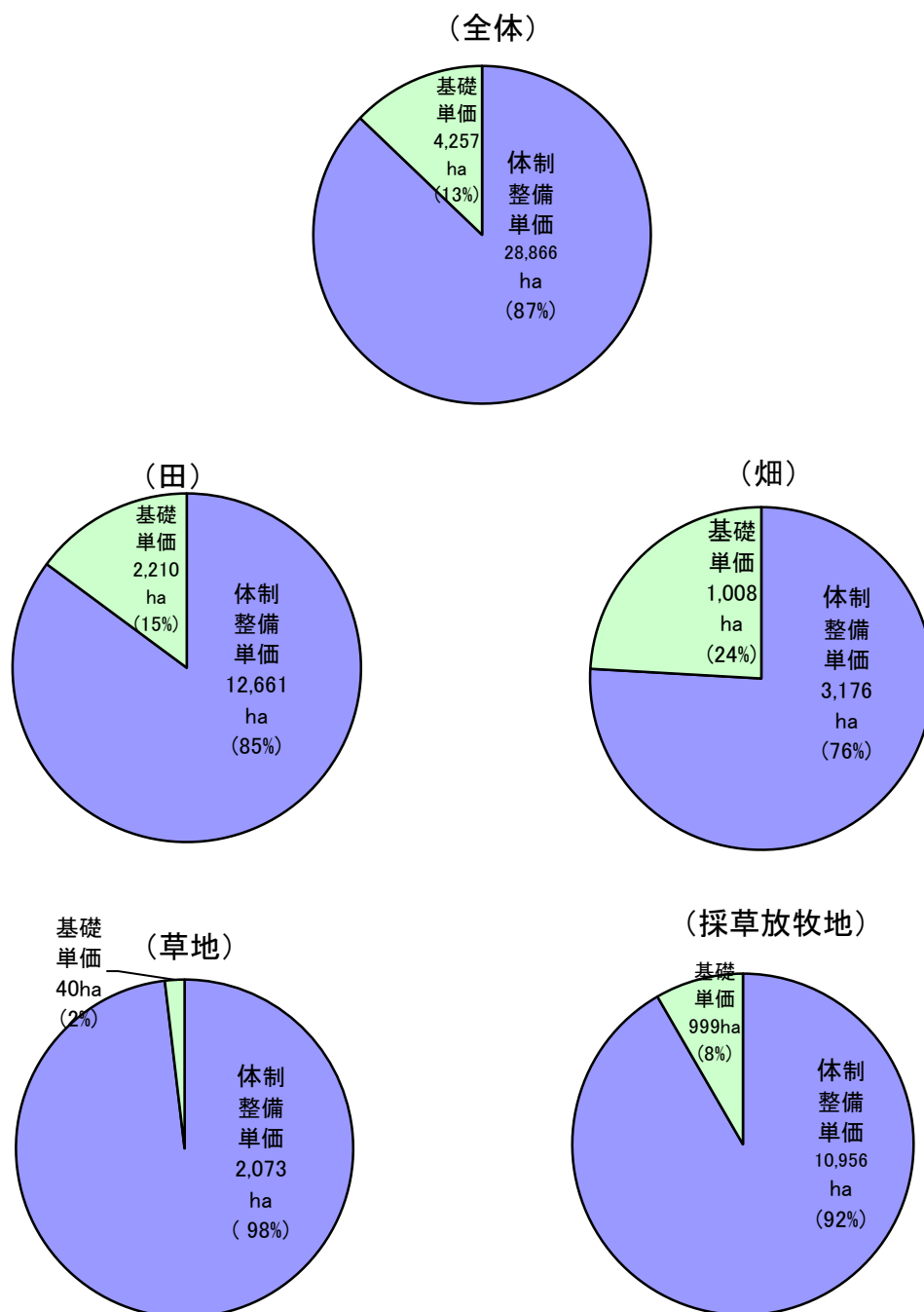
図19. 単価別を取組割合(協定数ベース)



これを協定面積ベースで見ると、体制整備単価が全体の約9割の28,866ha（前年度比198ha増）を占め、基礎単価が残り1割の4,257ha（同88ha減）となっている。

地目別には、草地で体制整備単価の割合が非常に高いが、田と畑では体制整備単価の割合が協定農地全体よりも低くなっている。（図20）

図20. 単価別の取組割合(協定面積ベース)



① 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

集落協定に位置付けられる、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項として最も多いのは、第3期対策から選択肢として加わった「集団的かつ持続可能な体制整備」で、体制整備単価に取組む1,022協定のうち993協定（97％）で取り組まれている。

次いで、「機械・農作業の共同化」（49協定、5％）、「認定農業者の育成」（36協定、4％）、の順となっている。

図21. 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

